

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月15日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第12号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(人身安全対策課の分掌事務) 第13条の4 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) <u>児童虐待、</u> 高齢者虐待及び障害者虐待に関すること。 (7)・(8) 略	(人身安全対策課の分掌事務) 第13条の4 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 高齢者虐待及び障害者虐待に関すること。 (7)・(8) 略

附 則

この公安委員会規則は、令和6年9月1日から施行する。